

EP 異議申立における攻撃手段、及び防御手段

2016年1月12日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

第三者は、欧州特許または欧州特許出願の有効性に対し、以下3つの方法により攻撃することができます。

1. 第三者による情報提供手続 (**Art.115 EPC**)
2. 付与後異議申立 (**Art.99EPC**)
3. 各国での特許無効訴訟 (特許取消の申立) (**Art.138EPC**)

このうち、付与後異議申立 (以下、「異議申立」と称する。) に関して、異議部は、**Art.100 EPC** に規定の以下の異議申立理由のうち少なくとも1つを充足するか否かを審理します。

【異議申立理由】

- (i) EP 特許の対象が **Art.52 EPC~Art.57 EPC**^{*1}に基づいて特許を受けることができないこと。
- (ii) EP 特許が発明を当該技術の熟練者が実施することができる程度に明確かつ十分に開示していないこと。
- (iii) EP 特許の対象が出願時の出願内容を超えていること、又は、特許が分割出願について若しくは **Art.61 EPC**^{*2}に従って提出された新たな出願について付与された場合は、先の出願の出願時の内容を超えていること。

統計データによると、毎年約 2,500~3,000 件の異議申立が請求されており (付与特許の約 5%に相当)、異議部は、「全部無効」、「補正無しで特許維持」、および「補正後の内容で特許維持」の何れかの決定を下します。統計的には、それぞれ同程度の割合で決定が下されています。

本書では、主に、「異議申立人による攻撃手段」、及び「特許権者による防御手段」について、EP プラクティスに精通した現地代理人からアドバイスを受けることもある事項等を紹介합니다。

【全 7 頁】

*1 特許を受けることができる発明 (Art.52 EPC)、特許性の例外 (Art.53 EPC)、新規性 (Art.54 EPC)、新規性に影響を与えない開示 (Art.55 EPC)、進歩性 (Art.56 EPC)、産業上の利用性 (Art.57 EPC)

*2 Art.61 EPC は、欧州特許を受ける権利を有していない者による欧州特許出願を規定している。

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.